

番号	質 問	回 答	掲載日
1	募集要項に「市内の森林資源等を活用するもの」とあるが、利用可能な樹種や加工・管理（木材の乾燥方法など）について、詳細があれば教えて欲しい。	<p>市内には様々な樹種があり、乾燥方法等は樹種により異なります。また、使用する木材の産地の確認が必要なため、詳細については、岩手県産材認証推進協議会等の林業団体にお問合せください。</p> <p>なお、市内の森林資源等のみでの事業実施が困難な場合は、市外のものを利用することができますが、その場合はできる限り岩手県内の森林資源としてください。（募集要領の6を参照のこと）</p> <p><岩手県産材認証推進協議会のホームページ> https://www.iwatenoki.jp/ninsyo/</p>	4月18日
2	木材を原材料として使用し、県内の木工所に外注して製作する場合、どのような経路で入手可能か。（林業者から直接買付、木工所での買付など）	<p>樹種や量によって様々な入手方法が考えられますので、応募者においてご検討ください。検討にあたっては、岩手県産材認証推進協議会等の林業団体にお問合せいただく方法が考えられます。</p> <p><岩手県産材認証推進協議会のホームページ> https://www.iwatenoki.jp/ninsyo/</p>	4月18日
3	対象経費に「参考書籍購入費」は含まれるか。	含まれます。補助事業に直接使用する書籍で、必要と認められるものは補助対象となります。	4月18日
4	補助期間中に補助事業で販売型（購入型）クラウドファンディングを行うことは可能か。	<p>補助期間中にクラウドファンディングを行うことは可能です。ただし、次の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助期間内に補助事業で売上等の収入を得ても差し支えないが、補助事業全体で収益が生じた場合（黒字になる場合）は、補助金を市に納付させる場合がある。（募集要領の11(4)を参照のこと） ・テスト販売に係る経費は補助対象となるが、本格的な販売に係る経費は補助対象とならない。（募集要領の別紙を参照のこと） 	4月18日

番号	質 問	回 答	掲載日
5	クラウドファンディングの返礼品はテスト販売に含まれるか。	クラウドファンディングの内容が、募集要領の別紙に記載する「テスト販売」に該当するかによります。本格的な生産・販売に繋げるための、試験的な段階でのクラウドファンディングの返礼品であればテスト販売に含まれますが、本格的な生産・販売を行っている商品を返礼品とする場合は、テスト販売に含まれません。（募集要領の別紙を参照のこと）	5月2日
6	市内の森林資源等を使用していることの証明はどのようにすればよいか。	木材であれば産地証明の制度があるので、その証明書をご用意ください。産地証明制度がないものについては、購入する際に納品書等に産地を記載してもらうなどして、客観的に産地が分かるようにしてください。なお、これらの書類は、完了報告時に証拠書類としてご提出いただきます。	5月2日
7	応募した事業が採択された場合に、他の採択された事業に関与しても問題ないか。	問題ありません。	5月2日
8	リース費用は補助対象経費か。	補助対象経費です。（募集要領の別紙を参照のこと）	5月2日
9	備品・ソフトウェアは補助対象経費か。	補助対象経費です。ただし、本補助金を充当できるのは3年度で100万円かつ単年度で60万円なので、その額を超える分は自己負担となります。（募集要領の別紙を参照のこと）	5月2日
10	備品や設備の購入額の上限はあるか。	購入額の上限はありません。ただし、備品や設備に本補助金を充当できるのは、3年度で100万円かつ単年度で60万円なので、その額を超える分は、自己負担となります。（募集要領の別紙を参照のこと）	5月2日
11	イベントを開催し、自社の従業員が休日出勤で従事した場合、その分の人件費は補助対象とできるか。	原則として、人件費については、補助事業のためにのみ雇用する者の人件費を補助対象としており、補助事業以外の業務も行う者の人件費は対象外としています。 ただし、イベントのための休日出勤など、業務内容や勤務時間・場所を明確に区分できる場合は、補助対象として差し支えありません。	5月2日
12	審査の際の審査シート（審査項目、配点等を記載した表）は公表されているか。	審査シートは、公表している審査要領に記載しています。市公式ホームページの本事業のページで確認することができます。	5月2日

番号	質 問	回 答	掲載日
13	うるしを使う場合など、他県のものを使ってもよいか。	<p>「市内の森林資源等のみでの事業実施が困難な場合、市外のものを利用することができますが、その場合はできる限り岩手県内の森林資源等としてください。」と定めており、他県のものを使用することもできます。（募集要領の6を参照のこと）</p> <p>ただし、本事業の目的は市内の森林の利用促進であり、市内の森林への効果が審査項目になっているため、市外の森林資源等のみで事業を行う場合、審査において評価されないことが予想されます。そのため、できる限り市内の森林資源等を使うようにしていただき、事業スタート時に市外のものを使うとしても、段階的に市内のものにしていくなど、市内の森林へ効果が出る組み立てにさせていただく必要があります。</p>	5月2日
14	うるしのイベントを盛岡市外でやった場合、対象となるか。	<p>対象事業となる条件を満たせば市外でイベントを行う事業も応募することができますが、本事業の目的は市内の森林の利用促進であり、市内の森林への効果が審査項目になっているため、市内の森林へ効果が出る事業内容にさせていただく必要があります。</p> <p>そのため、機運醸成となるイベントの開催場所は市内とすることが望ましいですし、市内で産出されたうるしを使う、将来に向けて市内にうるしを植えるなどのアプローチが考えられます。</p>	5月2日
15	事業企画書は2枚に収めなければならないのか。	<p>事業企画書1/2と2/2の2枚に収めるようお願いします。ただし、文字サイズを小さくして文字数を増やすことは差し支えありません。</p> <p>なお、最終審査（プレゼン審査）では、パワーポイント等の資料を作成して使用することができます。</p>	5月2日
16	必要添付書類の納税証明書はどの種類をどの期間で用意したら良いか。	<p>納税証明書は、税の滞納がないことを確認するためにご提出いただくものなので、納税義務がある全ての税について必要です。なお、納付期限が到来している直近の年度のものをご提出ください。</p>	5月2日

番号	質 問	回 答	掲載日
17	必要添付書類の消費税及び地方消費税の納税証明書について、令和6年度分を6回の分納手続きをしており、そのうち1回分の支払いを完了しているが、分納1回分の証明書を提出すればよいか、または全額納付した上での証明書が必要となるか。	納付期限が到来している直近の一年度分の滞納がないことを確認したいため、お問合せの内容の場合は、令和5年度分の消費税及び地方消費税の納税証明書をご提出ください。	5月2日
18	盛岡市ではCO2の排出量を把握しているのか。	「盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン 2050～」において、CO2排出量の実績値を把握し、それに対する目標値を設定しています。	5月2日
19	この事業の財源は何か。	森林環境譲与税を活用しています。	5月2日
20	盛岡市が所有する山林（市有林）をイベントなどスポットで使用したい場合の手続きを教えてください。	市林政課へお問合せください。その際には、時期、場所、内容等をお知らせください。	5月2日